

## 球都桐生プロジェクトロゴマークの使用に関する要綱

(令和5年9月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、球都桐生プロジェクトロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な活用を図るため、ロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴの利用)

第3条 ロゴマークは、球都桐生プロジェクトを推進するシンボルとして、球都桐生を内外に周知するために使用する。

(ロゴマークに関する権利)

第4条 ロゴマークに関する一切の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、桐生市(以下「市」という。)に帰属する。

(使用対象者)

第5条 ロゴマークを使用できる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。

(2) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団、又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(使用の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日の2週間前までに球都桐生プロジェクトロゴマーク使用申請書(様式第1号)に見本品又はデザインを添えて球都桐生プロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 市又は市の機関並びに協議会が使用するとき。

(2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。

(3) その他球都桐生プロジェクト推進協議会会長(以下「会長」という。)が特に認めたとき。

(使用の承認等)

第7条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、ロゴマークの使用を承認するときは球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

- (2) 市及び協議会の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 市及び協議会の事業又は協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- (7) その他会長が使用について不相当と認めたとき。

3 会長は、第1項の使用の承認をする場合において、ロゴマークを適切に使用させるため必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 ロゴマークの使用期間は、使用を開始する日からその日の属する年度の翌年度の末日までの範囲内とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合において、使用承認期間は、同項の規定による。

3 前項の規定により使用期間を更新しようとする者は、期間満了の7日前までに球都桐生プロジェクトロゴマーク更新届(様式第4号)により会長に届け出なければならない。

(遵守事項等)

第10条 ロゴマークの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 指定した色、形状に従い、ロゴマークを適正に使用すること。
- (4) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (5) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 使用承認を受けた使用期間が経過した場合は、直ちにロゴマークの使用を取り止めること。

2 会長は、次に掲げるものについて、市及び協議会の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。

- (1) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等
- (2) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業

(変更承認申請等)

第11条 使用者は、ロゴマークの使用目的、使用方法、使用場所又は使用期間を変更しようとするときは、あらかじめ、球都桐生プロジェクトロゴマーク使用変更申請書(様式第5号)に変更後のロゴマークの用途又はレイアウトを確認することができる書類を添付して、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したとき

は球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)承認通知書により、変更を承認しないときは球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)不承認通知書により申請者に通知する。

(完成品の提出)

第 12 条 使用者は、ロゴマークを使用して作成した商品又は印刷物等の完成品を会長に提出しなければならない。この場合において、完成品の提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第 13 条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を取り消された者は、直ちにロゴマークの使用を取り止めなければならない。

(1) 偽りの申請その他不正な手段により承認を受けたとき。

(2) 承認の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

(3) 第 5 条各号のいずれかに該当したとき、第 7 条第 3 項で付した条件に違反したとき又は第 10 条第 1 項各号に掲げる事項を遵守しないとき。

2 会長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者にその旨を通知するものとする。

3 会長は、第 1 項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(損害賠償)

第 14 条 使用者が前条第 1 項各号のいずれかに該当し、市及び協議会に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第 15 条 ロゴマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、ロゴマークを使用する者の責任において解決しなければならない。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

球都桐生プロジェクトロゴマーク使用申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条、第 11 条関係)

球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)承認通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条、第 11 条関係)

球都桐生プロジェクトロゴマーク使用(変更)不承認通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

球都桐生プロジェクトロゴマーク更新届

[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

球都桐生プロジェクトロゴマーク使用変更申請書

[別紙参照]

別図(第2条関係)



球都桐生

Kyuto Kiryu